

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	担当課	回答(対応)内容の概要 (公表用)
5月	ごみ・環境	騒音問題 について	近隣住民が頻繁に発生させる騒音(金属を機械で切る音や金属を叩く音, チェーンソーのようなもので木を切るなどの作業音)は, 市役所での対応が可能な事案でしょうか。 自分が所属している自治会の会長へは相談しましたが, 自治会が違うため, なかなか対応が難しいと言われました。	環境保全課	騒音の規制基準は, 著しい騒音を発生する政令で定められた施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)にかかります。 現地確認の結果, 音の発生源は特定工場等ではありませんでしたので, 規制の対象外であり, 指導することはできません。
6月	ごみ・環境	環境業務課への要望について	①『市営のリサイクルショップ(リユースショップ)』を実施してほしい。 (例)衣類・家電・家具・工具・使用済みの文具 ②資源ゴミの回収に協力した人にはポイントを付与してほしい。	新エネルギー・環境政策	①ご提案のごみとして排出された製品を販売するに当たっては, 安全面を保証する必要があるほか, 排出された方に同意を得ることや, リユース可能な製品を選別する人役, 一時的に保管するスペースの確保, リサイクルショップ(リユースショップ)の運営方法など, 様々な課題があり, 現状では困難と考えております。 一方で, 近年, フリマアプリやインターネットオークションなど, インターネットを通じて, 消費者同士が直接取引を行うサービスも普及しておりますので, 他市での事例等も参考にリユース活動の啓発などを行ってまいります。 ②ご提案のポイント付与の実施には, 例えば重量の計測やポイント付与のための設備導入などが必要となることが考えられますとともに, 現行の排出方式を大きく変える必要が生じます。 本市では, 資源物の排出について, 排出される方に分別していただくとともに, 集積所については, 区域の町内会, 自治会等の登録団体の皆様等の協働により管理をしていただいております。 この方式は「高知方式」として, 市民の皆様にも定着していると考えておりますことから, 現在の方式を継続してまいりたいと考えております。